

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する
ほうりつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう
法律（障害者差別解消法）」が、
へいせい ねん がつ にち せこう
平成28年4月1日に施行されました。

ほうりつ しょうがいしゃてちょうしょじしゃ かぎ しょう かた たいしょう
この法律は、障害者手帳所持者に限らず、障がいのある方を対象として、
くに けん し ぎょうせいきかん みんかんじぎょうしゃ しょうがい りゆう さべつ
国・県・市などの行政機関や民間事業者による、障害を理由とした差別をなく
しょうがい ひと ひと たが じんかく こせい そんちょう あ きょうせい
し、障害のある人もない人もお互いに人格や個性を尊重し合いながら、共生で
しゃかい めざ
きる社会をつくることを目指しています。

しょうがい さべつ かいしょう しゃかいぜんたい せきむ ひとりひとり
障害による差別を解消することは、社会全体の責務です。一人一人が
ほうりつ りかい だれ く しゃかい
この法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

しょうがい りゆう さべつ
障害を理由とした差別とは

ふとう さべつてきとりあつか ぎょうりてきはいりよ ふていきょう おこな
「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を行うことです。

ふとう さべつてきとりあつか
◇不当な差別的取扱いとは

せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう
正当な理由もなく、障がいがあるということを理由にサービスなどの提供を
きよひ せいげん
拒否したり、制限したりすること。

ぎょうりてきはいりよ ふていきょう
◇合理的配慮の不提供とは

しょう ひと はいりよ もと ばあい しょう かた
障がいのある人から配慮を求められた場合に、障がいのある方にとって
にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく さまた ふたん
日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなっていることを、負担になりすぎな
はんい と のぞ ひつよう ごうりてき はいりよ おこな
い範囲で、取り除くために必要で合理的な配慮を行わないこと。

といあわ しょう しゃしえんかしえんはん
問合せ 障がい者支援課支援班 ☎ (62) 3187 FAX (62) 3165